

自動車の使用者の義務

※ 自動車の使用者とは、自動車を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者であり、自動車の運行について最終的な決定権を有する者をいいます。

事業所であれば、一般的には、その自動車の運転者の雇用主等がそれにあたります。

道路交通法で定める自動車の使用者の義務

～抜粋要約～

道路交通法を遵守させる義務 【第74条第1項】

車両等の使用者は、その者の業務に関し車両等を運転させる場合には、当該車両の運転者及び安全運転管理者等その他車両等の運行を直接管理する地位にある者に、この法律に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

速度等に関する事項を遵守させる義務 【第74条第2項】

車両の使用者は、車両の運転者に、運転するに当たって車両の速度、駐車・積載、運転者の心身の状態に関しこの法律に規定する事項を順守させるように努めなければならない。

違反行為の下命・容認の禁止 【第75条第1項】

自動車の使用者は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次のいずれかの行為をすることを命じ、又は容認してはならない。

- ・ 無免許運転
- ・ 最高速度違反
- ・ 酒酔い・酒気帯び運転
- ・ 麻薬等運転、過労運転
- ・ 無資格運転
- ・ 積載制限違反
- ・ 放置駐車違反

安全運転管理者の選任義務 【第74条の3第1項】

自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから安全運転管理者を選任しなければならない。

※ この他にも、自動車の使用者の義務はありますが、令和3年6月28日、千葉県八街市で発生した、児童5人が死傷した交通事故を受け、道路交通法に規定する自動車の使用者の義務の一部を抜粋しております。